

議案第54号

さいたま市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市印鑑条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市印鑑条例等の一部を改正する条例

(さいたま市印鑑条例の一部改正)

第1条 さいたま市印鑑条例（平成13年さいたま市条例第200号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定により本人の意思に基づく申請であることを確認したときは、<u>印鑑登録原票</u>を作成して、当該印鑑を登録するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の<u>印鑑登録原票</u>には、次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>3 前項第2号から第7号までに掲げる事項を登録する<u>印鑑登録原票</u>は、磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって<u>調製する</u>。</p>	<p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定により本人の意思に基づく申請であることを確認したときは、<u>印鑑登録票</u>を作成して、当該印鑑を登録するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の<u>印鑑登録票</u>には、次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>3 前項第2号から第7号までに掲げる事項を登録する<u>印鑑登録票</u>は、磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって<u>調製することができる</u>。</p>
<p>(印鑑登録証の引換交付)</p> <p>第8条 印鑑登録証を著しく破損し、又は汚損したときは、申請に基づき、<u>引換交付</u>することができる。ただし、当該印鑑登録証に記載された登録番号の判読が困難なときは、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(印鑑登録証の再交付)</p> <p>第8条 印鑑登録証を著しく破損し、又は汚損したときは、申請に基づき、<u>再交付</u>することができる。ただし、当該印鑑登録証に記載された登録番号の判読が困難なときは、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>(印鑑登録証の返還)</p> <p>第9条 印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登</p>	<p>(印鑑登録証の返還)</p> <p>第9条 印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登</p>

録者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、本人又はその代理人は、印鑑登録証を市長に返還しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 印鑑登録証が著しく破損し、又は汚損したため引換交付を受けようとするとき。
- (3)・(4) [略]

(印鑑登録原票の登録事項の修正)

第11条 [略]

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、審査の上、当該事項について印鑑登録原票を修正するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、住民基本台帳の記録に基づき、印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、当該事項について印鑑登録原票を修正することができる。

(印鑑登録原票の消除)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑登録原票を消除しなければならない。

- (1)~(8) [略]

(印鑑登録証明書の交付申請)

第13条 印鑑登録者又はその代理人(個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)を添えて申請する場合は、印鑑登録者に限る。)は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証又は個人番号カードを添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この項において「法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が同条第7項の規定により記録されているものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した同項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものを

録者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、本人又はその代理人は、印鑑登録証を市長に返還しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 印鑑登録証が著しく破損し、又は汚損したため再交付を受けようとするとき。
- (3)・(4) [略]

(印鑑登録票の登録事項の修正)

第11条 [略]

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、審査の上、当該事項について印鑑登録票を修正するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、住民基本台帳の記録に基づき、印鑑登録票の登録事項に変更があることを知ったときは、当該事項について印鑑登録票を修正することができる。

(印鑑登録票の消除)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑登録票を消除しなければならない。

- (1)~(8) [略]

(印鑑登録証明書の交付申請)

第13条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この項において「法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が同条第7項の規定により記録されているものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した同項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を端末機(本市の電子計算機と電

いう。次条において同じ。)に使用し、印鑑登録
証明書の交付を申請することができる。

3 [略]

(印鑑登録証明書の交付)

第14条 市長は、前条の規定により印鑑登録証明
書の交付申請があったときは、当該申請をした者
に対し、印鑑登録原票に登録されている印影の写
し(電子計算機又は端末機により出力されたもの
を含む。以下同じ。)に次に掲げる事項を記載し
て作成された印鑑登録証明書を交付するものとす
る。

- (1) 印鑑登録原票に登録されている印影の写しに
相違ない旨
- (2)~(5) [略]

気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが
必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的
に交付する機能を有するものをいう。次条におい
て同じ。)に使用し、印鑑登録証明書の交付を申
請することができる。

3 [略]

(印鑑登録証明書の交付)

第14条 市長は、第13条の規定により印鑑登録
証明書の交付申請があったときは、当該申請をし
た者に対し、印鑑登録票に登録されている印影の
写し(電子計算機又は端末機により出力されたも
のを含む。以下同じ。)に次に掲げる事項を記載
して作成された印鑑登録証明書を交付するものと
する。

- (1) 印鑑登録票に登録されている印影の写しに相
違ない旨
- (2)~(5) [略]

(さいたま市認可地縁団体印鑑条例の一部改正)

第2条 さいたま市認可地縁団体印鑑条例(平成13年さいたま市条例第201号)
の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(印鑑の登録) 第4条 市長は、前条の申請があつたときは、当該 登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等である ことを確認するとともに、当該認可地縁団体につ き地方自治法施行規則第21条第2項の規定によ り作成された台帳(以下「地縁団体台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る <u>さいたま市印 鑑条例第6条第1項の印鑑登録原票</u> の記載事項及 び印影と照合するほか、当該登録申請書に記載さ れている事項その他必要な事項について審査し、 認可地縁団体印鑑登録原票(以下「印鑑登録原票 」という。)を作成して認可地縁団体の登録をす るものとする。 2~4 [略]	(印鑑の登録) 第4条 市長は、前条の申請があつたときは、当該 登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等である ことを確認するとともに、当該認可地縁団体につ き地方自治法施行規則第21条第2項の規定によ り作成された台帳(以下「地縁団体台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る <u>印鑑登録票</u> の 記載事項及び印影と照合するほか、当該登録申請 書に記載されている事項その他必要な事項につい て審査し、認可地縁団体印鑑登録原票(以下「印 鑑登録原票」という。)を作成して認可地縁団体 の登録をするものとする。 2~4 [略]

(さいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の一部改正)

第3条 さいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例（平成27年さいたま市条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1 [略] (住民基本台帳カードの利用に関する経過措置) 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による廃止前のさいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例第5条第1項の規定により交付サービスの提供を受けている住民基本台帳カードの利用（ <u>同条例第2条第1号に規定する自動交付機による交付の利用を除く。</u> ）については、 <u>施行日から当該住民基本台帳カードの有効期間の満了の日又は令和6年4月30日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。</u> 3～7 [略]	附 則 1 [略] (住民基本台帳カードの利用に関する経過措置) 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による廃止前のさいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例第5条第1項の規定により交付サービスの提供を受けている住民基本台帳カードの利用については、施行日から当該住民基本台帳カードの有効期間の満了の日までの間は、なお従前の例による。 3～7 [略]

附 則

この条例中第3条の規定は公布の日から、第1条中第13条の改正は令和6年4月1日から、第1条の規定（同条中第13条の改正を除く。）及び第2条の規定は同年5月7日から施行する。